

登別市健康増進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市健康増進計画（以下「計画」という）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、登別市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は計画策定に関し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は15名以内をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 行政機関・団体関係者
- (4) 一般公募によるもの
- (5) その他、市長が適当と認めたもの

2 委員会の委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長不在の時、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月30日から実施する。